

波佐見町国土強靱化地域計画



令和8年3月改訂
長崎県波佐見町

目 次

序 章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1

第1章 波佐見町の概要

1. 本町の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
2. 本町における過去の災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
3. 本町に被害を及ぼすと想定される災害・・・・・・・・P. 5

第2章 波佐見町の地域強靱化に向けた基本目標等

1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
2. 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定・・・・・・・・P. 6

第3章 脆弱性評価と推進方針

1. 想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
2. 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
3. 推進方針（リスクへの対応方針）・・・・・・・・・・・・P. 8

第4章 計画の推進

1. 本計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 24
2. 本計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 24

別表1：個別事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25

別表2：関連事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 27

別表3：井石地区都市再生整備計画事業・・・・・・・・P. 30

序章 国土強靱化の基本的な考え方

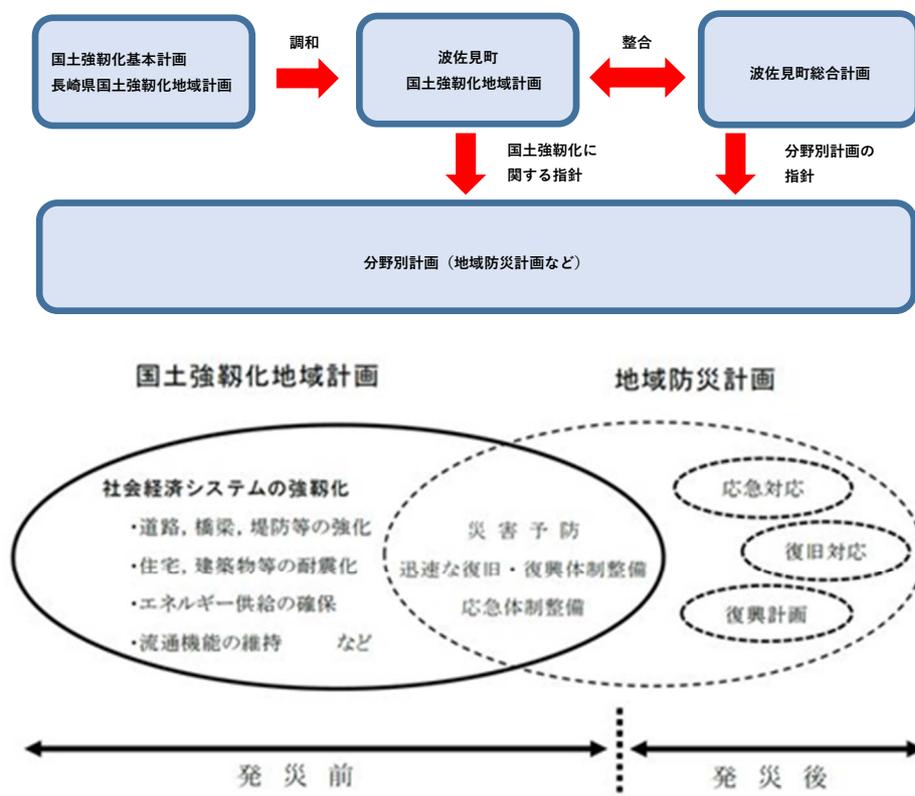
1 計画策定の趣旨

我が国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、長崎県においては、平成27年（2015年）12月に「長崎県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定している。

波佐見町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本町の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

2 本計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、本町の総合計画との整合を図りながら、地域防災計画書をはじめとする各分野別計画の指針となるものである。



1 本町の地域特性

(1) 位置・地形

本町は、長崎県のほぼ中央、東彼杵郡の北部に位置し、東は武雄市、嬉野市に、北は佐賀県有田町、西は佐世保市、南は川棚町に接し、東西10.5km、南北7.0km、周囲33km、総面積は56.0km²で、耕地14.6%、宅地6.4%、山林原野53.4%、道路河川その他となっている。

南を虚空蔵山系に、北東を神六山系に、西を弘法岳山系の100～500mの山岳に囲まれ、町内いたるところに100～300mの山々が起伏している。

町の中央を北東から南南西にのびる川棚川に沿い、それぞれ平坦部を形成し、やや密集した集落が連なり、水田が耕されている。

山林は、傾斜地に拓かれた畑地帯から山頂に達して町全体を囲み森林資源地帯を形成している。

地質は第3紀層丘陵と石英粗面岩類の山地がいたるところに散在起伏し、沖積層平坦部がその間に入り込み複雑な地形をなしている。



(2) 気象概況

本町の平均気温は17℃内外で、比較的温暖で寒冷の差が少なく、年間降水量1,800mm前後である。6～7月の梅雨の時期、梅雨前線がしばしば活性化し、大雨または集中豪雨が、初夏から秋にかけて台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨に見舞われることがある。また、冬期における降雪量は少ない。

(3) 人口（将来推計）

本町の人口は、平成12年から令和2年までの長期的な人口推移を国勢調査でみると、平成12年の15,462人から総人口はゆるやかに減少している。将来の人口は、今後も減少が続くものとみられ、波佐見町人口ビジョン（令和6年（2024年））において、令和22年（2040年）には、11,479人まで減少すると国立社会保障人口問題研究所は予測している。

また、内訳をみると、年少人口は年々減少し、平成12年からの20年間で749人の減少となっている。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、同比較で1,490人の増加となっている。このことから、波佐見町では少子高齢化の状況がみられる。また、子育て世代の中心となる生産年齢人口も年々減少し、両世代を支える子育て世代への負担は年々増加傾向である。

2 本町における過去の災害

西暦及び元号	種類	被害の概要
1952年 (昭和27年)	豪雨	中尾郷月の谷山が数日來の降雨のため地盤がゆるみ高さ100m幅70mの土砂が土石流となって流出した 住家全壊10棟、半壊2棟、死者18名、傷者9名
1962年 (昭和37年)	集中豪雨	被害総額1億円
1967年 (昭和42年)	集中豪雨	被害総額5億円 住家一部破損16戸、床上浸水60戸、床下浸水625戸
1967年 (昭和42年)	大干ばつ	被害総額2億3,000万円
1968年 (昭和43年)	豪雪	被害総額3億5,000万円
1978年 (昭和53年)	台風18号	被害総額1億3,000万円
1979年 (昭和54年)	集中豪雨	被害総額1億3,000万円 床下浸水50戸、農林災害96,700万円 公共土木災害28,150万円
1980年 (昭和55年)	集中豪雨	被害総額3億3,300万円 住家一部損壊4戸、床上浸水25戸、床下浸水170戸

西暦及び元号	種 類	被害の概要
1982 年 (昭和 57 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 700 万円 農地 3.86ha、農業用施設 31 箇所、林業 5 箇所
1984 年 (昭和 59 年)	台風 10 号	被害総額 1 億 5,300 万円
1987 年 (昭和 62 年)	台風 12 号	被害総額 2 億 9,000 万円 住家一部損壊 2,050 戸
1990 年 (平成 2 年)	集中豪雨	被害総額 56 億 3,000 万円 住家全壊 3 戸、半壊 1 戸、一部損壊 26 戸、床上浸水 65 戸、床下浸水 225 戸
1991 年 (平成 3 年)	梅雨前線集中豪雨	被害総額 1 億 1,030 万円
1991 年 (平成 3 年)	台風 9 号	被害総額 2 億 8,530 万円 住家一部損壊 230 戸
1991 年 (平成 3 年)	台風 17 号	被害総額 2 億 250 万円 床下浸水 22 戸
1993 年 (平成 5 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 1 億 1,570 万円
1995 年 (平成 7 年)	梅雨前線	被害総額 2 億 3,359 万円
1997 年 (平成 9 年)	台風 8 号及び豪雨	被害総額 1 億 2,394 万円
1999 年 (平成 11 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 8,404 万円
2000 年 (平成 12 年)	豪雨	被害総額 5,165 万円
2003 年 (平成 15 年)	台風 6 号及び豪雨	被害総額 6,218 万円
2016 年 (平成 28 年)	梅雨前線豪雨及び 豪雨、台風 16 号	被害総額 9,263 万円
2018 年 (平成 30 年)	梅雨前線豪雨及び 台風 7 号	被害総額 6,454 万円
2021 年 (令和 3 年)	豪雨及び秋雨前線	被害総額 8 億 3,059 万円 住家全壊 2 戸、一部損壊 5 戸 農地 28 箇所、農業用施設 46 箇所、林道 4 箇所 道路 10 箇所、河川 9 箇所

3 本町に被害を及ぼすと想定される災害

本計画において想定する大規模自然災害は、本町が有する地勢や気候等の特性を鑑み、以下のような町内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とします。

(1) 大雨・豪雨

本町は前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過する時や、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込む時大雨となることが多く、洪水、浸水害、土砂災害等の被害が発生することがある。また、近年の線状降水帯による降雨の局地化、長時間化に対する備えも必要となっている。

(2) 台風

本町は台風の常襲地域であり、接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきましたが、台風周辺には活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらし、洪水、浸水害、土砂災害等の被害が発生することがある。また、今後これまで以上の猛烈な台風の出現頻度が高くなることが予想される。

(3) 地震

本町を含む県北部は比較的地震活動が穏やかなところだが、周辺（県外含む）で過去にはM6～7の地震が発生しており、地震動、液状化、斜面・建物崩壊、火災等による物的・人的被害が想定される。



平成2年7月集中豪雨
岳辺田郷万年橋付近



令和3年8月集中豪雨
金屋郷上ノ付付近

第2章 波佐見町の地域強靱化に向けた基本目標等

1 基本目標

本町の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念や国基本計画及び県地域計画を踏まえ、4つの基本目標を設定する。

- ①町民の生命を守ること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速な復旧復興を可能にすること

2 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の6つを設定する。

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

6つの事前に備えるべき目標に対し、本町の地域と特性等を踏まえ、その妨げとなる29のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の8つを設定する。

【施策分野】

- | | | |
|--------------|---------|-----------|
| ① 行政機能 | ② 住宅・環境 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ エネルギー・情報通信 | ⑤ 産業 | ⑥ 交通・物流 |
| ⑦ 農林 | ⑧ 国土保全 | |

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
① 町民の生命を守ること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生		
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
		1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）		
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
		1-5 暴風雪や豪雪、防風等に伴う多数の死傷者の発生		
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生		
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱		
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
		2-7 被災地での感染症の大規模発生		
	② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
		③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化すること	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
				4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-3 異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響				
4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下				
④ 迅速な復旧復興を可能にすること	5 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態		
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止		
		5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止		
		5-4 上下水道等施設の長期間にわたる機能供給停止		
		5-5 基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域の合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態		
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響		
		6-7 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態		

第3章 脆弱性評価と推進方針

1 想定するリスク

長崎県において被害が発生した災害や、国基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本計画が想定するリスクは本町において想定される大規模自然災害全般とする。

2 脆弱性評価

「強靱」とは強くてしなやかという意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

強靱化に関連する本町の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱化」の対義語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行った。

3 推進方針（リスクへの対応方針）

本町で想定される29項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、関係部局がこれまで実施している施策の取組や課題等から、施策分野ごとに本町が抱える脆弱性について評価を行い、事態を回避するための施策について、推進方針を整理した。

推進方針は、6項目の事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたもので、各分野間には相互に関連する内容や、国・県との連携のもと進める事項もあることから、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、関係部局が実施している国土強靱化に関する事業等については末尾の別表に記載する。

① 行政機能			
町民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。			
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シリア No	部局名
<p>【町民の防災意識の啓発】 ▶ 町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。</p> <p>【自主防災組織等の活性化促進】 ▶ 行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある</p> <p>【避難情報の的確な発令】 ▶ 避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「波佐見町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、長崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る必要がある。</p> <p>【災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化】 ▶ 全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。併せて、防災行政無線の整備を図る必要がある。</p> <p>【受援体制の構築】 ▶ 災害時には、町外からの救援物資や自衛隊、消防、警察などの応援要請を行う場合があるため、受入れ体制づくりが必要である。</p>	▶ 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。	1-1	総務
		1-2	
		1-3	
		1-4	
		1-5	
		2-4	
	▶ 自主防災組織の活動継続に向け、資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施、避難訓練への実施支援等を行う。	1-1	総務
		1-2	
		1-3	
		1-4	
		1-5	
	▶ 長崎県、長崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図り、町民が必要とする情報を即座に受け取れるような情報システム活用を行う。	2-6	総務
		6-5	
		1-3	
	▶ 全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。また、防災気象情報の体系整理を踏まえた運用変更に対応可能な機器の整備を行う。	1-4	総務
5-1			
5-1			
▶ 「波佐見町災害時受援計画」を基に、町の人的・物的資源の不足を補うために、外部からの応援を受入れるための受援体制を明確化する。	2-1	総務	
	2-2		
	2-4		
	3-1		

① 行政機能

町民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シリア No	部局名
<p>【災害時の活動拠点の整備】 災害時における活動拠点の拠点機能を発揮するために必要な資機材を整備しておく必要がある。</p>	<p>➤ 災害時の活動拠点である庁舎、公民館等の機能強化を図るため、必要な資機材等の配備を行う。</p>	<p>1-1 2-3 2-4 3-1</p>	<p>総務</p>
<p>【災害時用備蓄品の確保】 ➤ 生活必需品の備蓄は町民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われな可能性もある。また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、計画的な備蓄を進める必要がある。</p>	<p>➤ 防災拠点である避難所、公的施設や備蓄倉庫で食料・飲料水の公的備蓄に努めるとともに、県と連携した計画的な備蓄を推進する。また、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分相当の食糧、飲料水、生活必需品物資を備蓄して、非常時に備えるよう、自主防災組織での防災訓練やホームページを通じて啓発する。</p>	<p>2-4</p>	<p>総務</p>
<p>【消防団の充実強化】 ➤ 災害の激甚化、広域化が予測される中で、消防団員は年々減少傾向にあり、将来において有事の際の人員不足が懸念されることから、団員の加入促進と組織の充実強化を進める必要がある。</p>	<p>➤ 消防体制の強化を図るための、若者・女性の消防団員の確保、資機材整備を行う。また、防災関係機関と相互に連携を保ちながら、消防団員等の教育・訓練を実施する。</p>	<p>1-2 2-1</p>	<p>総務</p>
<p>【避難所における生活環境の改善】 ➤ 被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、避難所備蓄品の計画的な整備と避難所運営マニュアルを活用し、町民が主体的及び地域特性に応じた避難所運営が実施できるような仕組みづくりが必要である。</p>	<p>➤ 避難所生活環境改善に向け、備蓄型トイレや簡易ベッド等の計画的な整備を進める。また、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、住民と連携した取組を推進する。</p>	<p>1-1 2-2 2-3 2-7</p>	<p>総務</p>
<p>【波佐見町BCPの運用・見直し】 ➤ 波佐見町業務継続計画（BCP）の運用により、大規模災害が発生した場合の行政機能の維持を図る必要がある。また、必要に応じたBCPの見直しを行う必要がある。</p>	<p>➤ 計画の適切な進捗管理や訓練の実施を図り、必要に応じて内容の見直しを行う。</p>	<p>2-6 3-1 6-2</p>	<p>総務</p>
<p>【災害対策拠点の強化】 ➤ 災害対策本部設置施設である本庁舎について安全性の確保と建物の延命を図る必要がある。</p>	<p>➤ 災害対策本部設置施設である本庁舎は令和6年1月に建て替えを完了した。今後は適切かつ計画的にメンテナンスを行いながら、防災対策拠点としての機能の維持、向上を図る。</p>	<p>2-5 3-1 6-1 2-7</p>	<p>総務</p>

① 行政機能			
町民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。			
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シリア No	部局名
<p>【避難所の機能強化】</p> <p>➤災害時の避難所の確保及び町民の命を守るため、避難所施設の機能強化を図る必要がある。また、災害時の避難所として役割を果たしている学校施設の防災機能（トイレ整備、エアコン整備等）が必要である。</p>	<p>➤避難所施設については、施設管理者の協力の下、老朽化対策及び機能強化を促進する。また、学校は児童、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には要配慮者を含む地域住民が避難所として利用することから、施設改修等としてバリアフリー対応・多目的トイレ・エアコン設置に配慮した施設・整備を早急に進める。</p>	<p>1-1</p> <p>1-2</p> <p>2-3</p> <p>2-7</p> <p>3-1</p> <p>5-2</p> <p>5-3</p>	<p>総務 教育委員会</p>
<p>【広域避難対策】</p> <p>➤大規模災害時には、被災規模によっては避難所も被害を受けるため、全ての避難者を避難所へ収容できない事態が発生する恐れがある。全ての避難者を円滑に収容するためには、県市町総合応援協定等に基づき、広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。</p>	<p>➤県外・県内市町と交わした協定等を基に、防災訓練、避難訓練、定期的な情報交換等を通じ連携体制・避難体制を強化する。</p>	<p>3-1</p>	<p>総務</p>
<p>【県災害対策本部と連携強化】</p> <p>➤大規模災害時には、本庁の被災情報と物的ニーズを県災害対策本部に迅速かつ確実に報告する必要があり、県と連携した情報共有の推進を図る必要がある。</p>	<p>➤本町の被災情報と物的ニーズを県災害対策本部に迅速かつ確実に報告する必要があり、県と連携した情報共有の推進を図る。</p>	<p>3-1</p>	<p>総務</p>
<p>【罹災証明公布体制の確立】</p> <p>➤罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながる。大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、発行体制の整備に加え、他の市町村や県による応援の受入体制構築を図る必要がある。</p>	<p>➤罹災証明発行に関する町独自のマニュアル作成、人材育成を検討するとともに、他の市町村や県による応援の受入体制を強化する。</p>	<p>3-1</p> <p>6-7</p>	<p>総務</p>
<p>【防災拠点の機能強化】</p> <p>➤重要な防災拠点としての安全性能基準を満たし、災害対策機能を十分に発揮できるよう代替庁舎等の整備を行う必要がある。</p>	<p>➤本庁舎が被災した際に十分な災害対策機能を発揮できるよう、非常用電力を供給する非常用発電や通信設備の整備、太陽光発電、高断熱・高遮熱ガラス等の活用した代替庁舎として、波佐見町総合文化会館、波佐見町農村環境改善センター、波佐見町勤労福祉会館の機能強化を図る。</p>	<p>1-1</p> <p>1-2</p> <p>2-3</p> <p>3-1</p> <p>5-2</p> <p>5-3</p>	<p>総務 建設 教育委員会 農林</p>

②住宅・環境			
施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。			
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シフト No	部局名
<p>【公共施設の耐震化】</p> <p>➤ 学校施設等の外壁・内壁等の劣化現状の把握、「波佐見町学校施設等長寿命化計画」に沿った取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>➤ 本町が保有する公共施設(建築物)は59施設であり、耐震性能に劣る1981年以前に建設された施設(旧耐震設計)が3割程度となる。学校教育系施設や公営住宅については補修工事等の耐震性の改善を実施済み又は実施中であるが、建設以降手を加えていない施設もある。それらについては適切なマネジメントを行い、今後の整備を検討する必要がある。</p>	<p>➤老朽化が進む公営住宅に関しては「波佐見町公営住宅長寿命化計画」に基づいた補修工事や建替えを行う(公営住宅等整備事業の推進)。併せて、学校施設等についても、「波佐見町学校施設等長寿命化計画」に基づいた補修工事等を行う。</p> <p>また、建設以降手を加えていない公共施設に関しては、整備費用が大きくなることが予想されるため、適切なマネジメントを検討する。</p>	1-1 1-2 3-1	建設 税務財政 教育委員会
<p>【住宅・建築物の耐震化及び予防保全】</p> <p>➤ 耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する必要がある。</p>	<p>➤耐震性が不足していると見込まれる住宅や建築物に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修計画の作成、耐震改修の支援をする。</p>	1-1 1-2	建設
<p>【大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策】</p> <p>➤ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置及び安全性が確認できていない。</p>	<p>➤大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。</p>	1-1	建設
<p>【空き家の解体除却】</p> <p>➤ 町内の空き家は徐々に増加しており、このうち老朽危険空き家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。</p>	<p>➤空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、所有者による適切な管理を促すため、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。</p>	1-1	総務 建設 企画情報
<p>【住宅の地震予防対策】</p> <p>➤ 感震ブレーカーの認知度および設置状況については低い状況であり、必要性を啓発する必要がある。</p>	<p>➤感震ブレーカーについて、普及啓発および設置推進を図る。</p>	1-2	総務
<p>【上水道施設等の耐震化】</p> <p>➤ 水道施設については、波佐見町水道ビジョンに基づき計画的な更新及び耐震化を推進する必要がある。</p>	<p>➤波佐見町水道ビジョンに基づき、計画的な更新及び耐震化を推進する。</p>	2-4 4-3 5-4	水道

②住宅・環境

施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シリア No	部局名
<p>【下水道施設の維持管理と下水道BCPの運用】</p> <p>➤ 町の下水道施設(処理場、主要な管渠等)は地震動に対応しているが、被災による下水道施設の機能停止は疫病・感染症の要因になるおそれがあるため、施設の適切な維持管理を推進する必要がある。また、波佐見町下水道BCPに基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。</p>	<p>➤ 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の適切な維持管理と老朽化対策を行う。また、波佐見町下水道BCPに基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する。</p>	2-4 5-4	水道
<p>【耐震化の促進】</p> <p>➤ 民間の住宅・建築物については耐震診断、耐震改修計画の作成等を支援し、耐震化の取組を促進する。</p>	<p>➤ 大規模災害時に緊急輸送道路等の建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない建築物の耐震化を促進する必要がある。</p>	1-1	建設
<p>【被災建築物応急危険度判定士等の要請体制の構築】</p> <p>➤ 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の要請を確実にを行う必要がある。</p>	<p>➤ 大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の要請について、円滑かつ迅速に要請ができるよう体制を構築する。</p>	6-2	総務 建設
<p>【応急仮設住宅供給体制の充実】</p> <p>➤ 大規模災害の発生に備え、仮設住宅用地となりうる候補地を選定しているが、すぐに建設可能な土地であるかの確認が必要である。また、災害時の応急仮設住宅を確保する必要がある。</p>	<p>➤ 大規模災害の発生に備え仮設住宅を早期に確保するため、建設候補地の事前選定および候補地の検討を行い、仮設住宅団地の確保に努める。</p>	6-4 6-5 6-7	総務 建設
<p>【ごみ収集・汚水処理施設の対策、合併処理浄化槽の設置推進】</p> <p>➤ 大規模災害による、ごみ収集・汚水処理施設等が被災した場合、収集の遅れや施設の処理の停滞などが想定されるため、災害時のごみ収集・し尿処理体制を構築する必要がある。</p>	<p>➤ 「波佐見町災害廃棄物処理計画」に基づき、東彼地区保健福祉組合や近隣自治体との相互応援、災害廃棄物処理等の協力に係る協定を締結する関係団体と連携し、災害発生時での迅速な応援体制の構築を図る。また、補助金制度を活用した単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進する。</p>	5-4 6-3	住民福祉 水道

②住宅・環境

施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シナリオ No	部局名
<p>【有害物質拡散・流出の防止対策】</p> <p>➤ 大規模自然災害による有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、平時から県などの関係機関と連携を強化し体制を構築する必要がある。</p> <p>【災害廃棄物処理の体制整備】</p> <p>➤ 災害廃棄物の処理において近隣自治体及び廃棄物関係団体等と相互協力を図り、迅速な処理体制の構築・維持をしていく必要がある。</p>	<p>➤ 大規模自然災害による有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、平時から県などの関係機関との連携を強化し体制を構築する。</p> <p>➤ 「波佐見町災害廃棄物処理計画」に基づき、関係団体等と連携を図り、災害廃棄物の適正処理による環境衛生の保全と早期復興を進める。</p>	<p>6-3</p> <p>6-3</p>	<p>住民福祉</p> <p>住民福祉</p>

③保健医療・福祉

保健医療体制の連携、確保により町民の生活を守ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シリア No	部局名
<p>【避難行動要支援者対策の促進】</p> <p>➤ 自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めしておく必要がある。</p>	<p>➤ 避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組を推進していく。</p>	<p>1-1 1-2 1-3 1-4 1-5</p>	<p>住民福祉 総務</p>
<p>【社会福祉施設の耐震化】</p> <p>➤ 社会福祉施設について耐震化未実施の施設があるため、地震時の安全性確保ができていない。また、外壁・内壁等の現状の把握をし、危険部位の改修が必要である。</p>	<p>➤ 国庫補助制度等による財源支援について周知を図り、耐震化未実施施設に対する個別の働きかけを強化し耐震化を図る。また、外壁・内壁等については劣化状況に応じて安全性の対策を実施する。</p>	<p>1-1 1-2</p>	<p>子・健康 長寿</p>
<p>【支援の受入れ体制の構築】</p> <p>➤ 大規模災害が発生した場合、被災地が広範囲に及ぶことから、消防援助隊、自衛隊・警察、災害派遣医療チーム(DMAT)など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受入れる必要がある。</p>	<p>➤ 大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要があるため、「波佐見町災害時受援計画」を適時見直していく</p>	<p>2-1 2-4 2-6 3-1</p>	<p>子・健康 住民福祉 総務</p>
<p>【被災地における感染症予防・衛生対策】</p> <p>➤ 避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から感染症予防や衛生対策を推進する必要がある。</p>	<p>➤ 避難所における感染症発生防止のため、被災者の感染症予防及び消毒や害虫駆除においては平時に加え災害発生時により迅速に実施できる体制を構築する。また生活ごみやし尿の適正処理について、東彼地区保健福祉組合と連携を図って迅速に対応し、感染症の発生・蔓延防止に努める。</p>	<p>2-7</p>	<p>子・健康 住民福祉</p>
<p>【避難者の健康対策】</p> <p>➤ 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の避難者の健康対策についても検討する必要がある。</p>	<p>➤ 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の避難者の健康対策についても、県、民間団体、ボランティア等との連携による避難者の把握方法及び支援方法について検討する。</p>	<p>2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7</p>	<p>総務 子・健康</p>
<p>【福祉避難所の整備】</p> <p>➤ 本町における要配慮者の避難先である福祉避難所は、現在6箇所であり大規模災害などの長期にわたる避難所生活には対応できないおそれがあるため、福祉避難所の確保を推進する必要がある。</p>	<p>➤ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受入れるため、福祉避難所増設(公共施設を含めた複合施設)を検討する。</p>	<p>1-1 2-3</p>	<p>総務 住民福祉</p>

③保健医療・福祉

保健医療体制の連携、確保により町民の生活を守ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シリア No	部局名
<p>【民生委員・児童委員の確保】</p> <p>➤ 被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区は現状ないが、今後も充足率100%を目指す必要がある。</p>	<p>➤ 突発的な災害による民生委員・児童委員の不足の事態を解消するため、県が示す「長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「長崎県民生委員の定数に関する規則」に基づく、民生委員・児童委員の適正な配置を促すことにより、定数の確保に努める。また、欠員地区が生じた場合は、その解消に努める。</p>	6-5	住民福祉
<p>【被災者の生活再建支援】</p> <p>➤ 被災者生活支援措置(被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金、災害見舞金等)を迅速かつ円滑に実施する必要がある。</p>	<p>➤ 被災者生活支援措置(被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金、災害見舞金等)の制度を通じた被災者への支援を図るとともに、内容及び手続についての円滑化や市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ確実な実施体制の構築に努める。</p>	6-1 6-2 6-4 6-7	住民福祉

④エネルギー・情報通信

情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シリア No	部局名
<p>【電力・通信事業者における災害対策】</p> <p>➤ 電力・通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。</p>	<p>➤ 電力・通信事業者等における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。</p>	5-2	総務
<p>【情報インフラの確保対策】</p> <p>➤ 情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電力・通信事業者との連携を図り、応急活動体制の整備を検討する必要がある。</p>	<p>➤ 国、県、電力・通信事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Lアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取組を推進する。</p>	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 5-1	総務
<p>【再生可能エネルギーの導入・促進】</p> <p>➤ エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。</p>	<p>➤ 防災拠点等におけるエネルギー供給源の多様化を検討する。また、再生可能エネルギー発電(太陽光発電設備)に取り組む中小企業等に対して、県の取組を通じた導入支援を行う。</p>	5-2 5-3	総務 農林

⑤産業

企業の防災・減災の取り組みを促進するとともに、被災地の事業者支援を行います。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シリア No	部局名
<p>【企業のBCP策定の促進】</p> <p>➤災害発生等により、企業活動が滞ると、その影響は一企業にとどまらず、その地域の雇用・経済に打撃を与え、さらには、取引先にも影響を及ぼす恐れがある。</p>	<p>➤災害等にあっても、できるだけ早く事業を復旧できるようにするために企業が自ら作るBCP（事業継続計画）の策定を普及促進し、地域経済の安定性の確保を図る。</p>	4-1 6-6	総務
<p>【被災中小企業等の再建支援】</p> <p>➤被災による企業の復旧・復興の遅れは地域の衰退に繋がるおそれがある。被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう、県や関係金融機関等と連携した取組が必要である。</p>	<p>➤被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう、県や関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策を行う。</p>	5-1	総務 商工観光
<p>【備蓄物資の救急体制の強化】</p> <p>➤災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者等における連携・協力体制について検討する必要がある。</p>	<p>➤町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、県と連携し、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の強化を推進する。</p>	4-2	総務
<p>【危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保】</p> <p>➤地震による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。</p>	<p>➤消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、関係事業者等と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。</p>	5-3	総務

⑥交通・物流

緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シフト No	部局名
<p>【緊急輸送等のための交通インフラの確保】</p> <p>▶ 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。</p> <p>▶ 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備と適切な保全対策が必要である。</p> <p>【道路の整備と防災対策】</p> <p>▶ 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、県道・町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適切な保全対策が必要である。</p> <p>【町道の定期的な点検・整備】</p> <p>▶ 本町にアクセスする道路は、高速道路、県道、町道となっており、老朽化や防災対策を促進する必要がある。</p>	<p>▶ 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。</p> <p>また、幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、長崎県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、国県町の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。</p> <p>▶ 地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。また、道路の被災が予想される箇所の定期的な巡視パトロールを実施し、実態の把握に努める。</p> <p>▶ 定期的な点検と結果の見直しを随時行い、適切な管理体制を強化し、舗装及び橋梁の長寿命化対策を推進する。また、自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないように、交通インフラとして主要道路の整備を推進する。</p>	<p>2-1</p> <p>2-2</p> <p>2-4</p> <p>2-6</p> <p>4-1</p> <p>5-5</p> <p>2-6</p> <p>5-5</p> <p>4-1</p> <p>5-5</p>	<p>総務</p> <p>建設</p> <p>農林</p> <p>建設</p> <p>農林</p> <p>建設</p>

⑦農林

農業施設損壊等による2次被害の防止により、町民の生命・財産を守ります

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シフト No	部局名
<p>【農業用ため池の防災対策】 ▶ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、計画的な防災対策を進める必要がある。</p> <p>【農業生産の確保、農地農業用施設の保全】 ▶本町の基幹産業である第一次産業の被災は、地域の衰退や食糧供給の停滞に繋がるおそれがある。災害時においても経済活動が継続されるよう産業基盤の強化が必要である。</p> <p>【森林整備の推進】 ▶本町では、過去10年以上未施業の森林が多数存在しており、保育間伐や再造林等を進めることで、森林の持つ公益的機能を発揮する災害に強い森林づくりが必要である。</p> <p>【鳥獣被害防止対策の推進】 ▶農地については、高齢化等による担い手不足から地域の共同活動による保全管理が困難となっておりつつある。また、農林業被害(鳥獣等)による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が懸念されるため、総合的な対策を推進する必要がある</p>	<p>▶「ため池ハザードマップ」を活用し、被害の規模や避難先等の住民への周知を図り、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。また、豪雨・地震等により決壊するおそれのあるため池について県と連携した整備を進める。</p> <p>▶国庫事業や就農支援を積極的に活用することにより、新規就農者の確保育成に努める。また、農地集約を進めることにより農地の健全な維持を図り、生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を推進する。また、災害時の被害軽減や経済活動が継続されるよう農地農業用施設の整備を推進する。</p> <p>▶本町では、森林経営管理制度等を活用し、未整備森林を中心に、経営管理権集積計画による計画的な保育間伐等を行い、適切な森林整備を推進する。併せて、森林情報の管理や整備計画の見直しを適宜行う。</p> <p>▶有害鳥獣からの被害軽減にむけて、猟友会等と連携を図りながら、各地域におけるソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。</p>	<p>1-3 1-4</p> <p>4-2 4-4</p> <p>1-4 4-4</p> <p>4-4</p>	<p>農林</p> <p>農林</p> <p>農林</p> <p>農林</p>

⑧国土保全

命を守る斜面地、浸水対策の推進を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク シフト No	部局名
<p>【河川改修事業の推進と水防活動の実施】</p> <p>▶ 近年の気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあるため、河川改修の推進や河川の浚渫を実施し、継続的な水防活動を行う必要がある。</p>	<p>▶ 近年の気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあるため、確実かつ継続的な水防活動の実施と、必要性・緊急性を総合的に判断しながら河川改修及び河川の浚渫等を推進する。また、長崎県が示す川棚川洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。</p>	<p>1-3 1-4</p>	<p>総務 建設</p>
<p>【水防災意識社会の再構築】</p> <p>▶ 気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。</p>	<p>▶ 気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。</p>	<p>1-3 1-4</p>	<p>総務 建設</p>
<p>【治山事業の推進】</p> <p>▶ 山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区等における治山施設や森林の整備を推進する必要がある。</p>	<p>▶ 山地災害危険地区に指定されている森林においては、危険地区の解消を図るため、県等と連携した治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図る。</p>	<p>1-4</p>	<p>農林</p>
<p>【土砂災害危険個所の周知と対策】</p> <p>▶ 本町は山間地が多く、土砂災害危険箇所も数多く抱えることから、土砂災害危険個所の指定促進と土砂災害ハザードマップを用いた危険個所の周知を進めるとともに、急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進していく必要がある。</p>	<p>▶ 本町は山間地が多く、土砂災害危険箇所も数多く抱えることから、土砂災害危険個所の指定促進と土砂災害ハザードマップを用いた危険個所の周知を進める。また、危険個所の解消を図るため、県と連携した急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進していく。</p>	<p>1-4</p>	<p>総務 建設 農林</p>

【施策の指標（KPI）】

指標	現状値	目標値	リスクシナリオ NO
防災訓練の回数	0 回／年	1 回／年	1-1, 1-2, 1-3 1-4, 1-5, 2-4 2-6
消防団員数	255 名	280 名	1-1, 1-2, 1-3 1-4, 1-5, 2-1 2-2, 2-4
自主防災組織編成	22 地区	継続	1-1, 1-2, 1-3 1-4, 1-5, 2-2 2-3, 6-5
住宅の耐震化率	—	100%	1-1, 1-2, 3-1
学校施設等の耐震化	100%	継続	1-1, 3-1
波佐見町公営住宅長寿命化計画	策定済	継続	1-1, 3-1
火災による死者数	0 名（2025 年）	継続	1-2
洪水ハザードマップ作成	L1：策定済	継続	1-3
	L2：未策定	R8 まで	
波佐見町堆積土砂管理計画	策定済	継続	1-3
土砂災害危険箇所の指定率	100%	継続	1-4
ため池ハザードマップの作成	防重ため池策定済	継続	1-3, 1-4
防災情報提供システム個別受信機設置数	全世帯配布	継続	5-1
受援計画の策定	策定済	継続	2-1, 2-2, 2-4 6-2
災害時における協定等締結数	13 団体	16 団体	2-1, 2-2, 2-3 2-4, 2-5, 2-6 2-7
災害時における飲食料、生活物資の供給協力に関する協定数	5 団体	8 団体	2-4, 4-2
町道の整備	別表 1 個別事業一覧		2-2, 2-4, 2-6 3-1, 4-2, 5-5 6-4
農道の整備	31 路線 10.6 k m	—	2-2, 2-4, 2-6 3-1, 4-2, 5-5
林道の整備	17 路線 33.0 k m	—	2-2, 2-4, 2-6 3-1, 4-2, 5-5

指標	現状値	目標値	リスクシナリオ NO
波佐見町橋梁長寿命化計画	策定済	継続	2-1, 2-2, 2-6 4-1, 4-2, 5-5 6-2, 6-3
波佐見町舗装修繕計画	策定済	継続	2-1, 2-2, 2-6 4-1, 4-2, 5-5 6-2, 6-3
消防団員の防災訓練	3 回／年	継続	2-1
下水道事業業務継続計画	策定済	継続	2-5, 5-4
定期予防接種の接種率	70.9%	90%	2-7
福祉避難所の増設	6 箇所	8 箇所	2-3
学校トイレの洋式化率	85.5%	100%	2-3
体育館の空調機設置率	25%	100%	2-3
波佐見町業務継続計画	作成済	継続	3-1, 6-2
上水道の基幹管路の耐震化	9.9 パーセント	継続	5-4
合併浄化槽設置数	1,380 基	1,440 基	5-4
消防団活動安全マニュアル	策定済	継続	2-1
災害廃棄物処理計画の策定	策定済	継続	6-3
他自治体との災害時における相互 応援協定	5 団体	6 団体	3-1, 6-2
民生委員・児童委員の確保	100%	継続	6-5

1 本計画の推進

地域強靱化は、第3章で示した29の「最悪の事態」を回避するためのリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクル（Plan：計画、Do：施策の実施、Check：結果の評価、Action：取組の見直し・改善）を繰り返すことにより、本町全体の強靱化の取組を推進する。

（PDCAプロセス）



2 本計画の見直し

本計画においては、計画の推進に関して、長期の展望をしつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の社会情勢の変化や施策の推進状況等を考慮し、令和2年度から概ね5年ごとに計画内容を見直すこととする。

別表 1

個別事業一覧

個別事業名	事業期間	全体事業費 (万円)	リスクシナリオ NO
波佐見町橋梁長寿命化修繕計画	R2～	—	2-1, 2-2, 2-4, 2-6 4-1, 4-2, 5-5, 6-2, 6-3
南部線（志折工区）	H28～R8	55,000	2-1, 2-2, 2-4, 2-6 4-1, 4-2, 5-5, 6-2, 6-3
公共施設等適正管理推進事業	H30～R9	20,000	2-1, 2-2, 2-4, 2-6 4-1, 4-2, 5-5, 6-2, 6-3
緊急浚渫推進事業	R2～R11	25,729	1-3
波佐見都市計画事業西ノ原土地区画整理事業	H9～	648,900	1-3, 2-4, 4-1, 5-5
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） 波佐見地区 （前尾ため池、岩峠ため池、日見須ため池）	R6～	100,000	1-4, 4-2, 4-4
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） 波佐見2期地区 （堂ノ巣ため池、舟倉ため池）	R7～	70,000	1-4, 4-2, 4-4
農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策） 狸山上廃止地区（狸山上ため池）	R6～R7	2,600	1-4, 4-2, 4-4
農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策） 丸尾廃止地区（丸尾ため池）	R8～R9	3,300	1-4, 4-2, 4-4
農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策） 浦山廃止地区（浦山ため池）	R8～R9	3,300	1-4, 4-2, 4-4
農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策） 似田ノ尾廃止地区（似田ノ尾ため池）	R9～R10	3,200	1-4, 4-2, 4-4
農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策） 前畑廃止地区（前畑ため池）	R9～R10	3,200	1-4, 4-2, 4-4
井石地区都市再生整備計画事業 （防災・安全交付金）	R8～	107,000 (R8 2,000)	1-1, 2-2, 2-3, 2-4 2-6, 3-1, 4-2, 5-1 5-2, 5-3, 5-5, 6-4

個別事業名	事業期間	全体事業費 (万円)	リスクシナリオ NO
井石地区都市構造再編集中支援事業	R9～	107,000 <small>(R9～105,000)</small>	1-1, 2-2, 2-3, 2-4 2-6, 3-1, 4-2, 5-1 5-2, 5-3, 5-5, 6-4

別表 2

関連事業一覧

1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、ダムが決壊など）等による多数の死傷者の発生
1-5	暴風雪や豪雪、防風等に伴う多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ■無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業） ■防災・安全交付金 ■消防防災施設整備費補助金 ■学校施設環境改善交付金 ■就学前教育・保育施設整備交付金 ■次世代育成支援対策施設整備交付金 ■地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ■社会福祉施設等施設整備費補助金 ■農山漁村振興交付金 ■社会資本整備総合交付金 ■空き家対策総合支援事業（空き家の除却） ■災害時拠点強靱化緊急促進事業（帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備） ■土砂災害ハザードマップ作成事業 ■住環境整備事業（住宅・建築物安全ストック形成事業） ■公営住宅長寿命化計画策定事業 ■公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な施設の改修（公営住宅建替事業等） ■空き家再生等推進事業（除却事業） ■地域住宅政策推進事業 ■公営住宅等整備事業（公営住宅の建替工事） ■公営住宅等ストック総合改善事業 ■公的賃貸住宅家賃低廉化事業 ■建築物耐震化事業、耐震・安心住まいづくり支援事業 ■宅地耐震化推進事業 ■都市再生整備計画事業 ■都市構造再編集中支援事業
2-1	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の

<p>悪化による死者の発生</p> <p>2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p> <p>2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱</p> <p>2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-7 被災地での感染症の大規模発生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業） ■消防防災施設整備費補助金 ■学校施設環境改善交付金 ■防災・安全交付金 ■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■災害時拠点強靱化緊急促進事業（帰宅困難者の受入拠点となる施設の整備） ■災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 ■都市再生整備計画事業 ■都市構造再編集中支援事業 ■地域未来交付金事業
<p>3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉施設等施設整備費補助金（非常用自家発電設備整備） ■防災・安全交付金 ■公営住宅等ストック総合改善事業 ■特定洪水対策等推進事業費補助金 ■特定土砂災害対策推進事業費補助 ■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■農村漁村地域整備交付金 ■二酸化炭素排出抑制対策事業 ■都市再生整備計画事業 ■都市構造再編集中支援事業
<p>4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下</p> <p>4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響</p> <p>4-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p> <p>4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■農業水路等長寿命化・防災減災事業 ■強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ■鳥獣被害防止総合対策交付金 ■農山漁村振興交付金 ■治山事業

<ul style="list-style-type: none"> ■森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ■都市再生整備計画事業 ■都市構造再編集中支援事業
<p>5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態</p> <p>5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止</p> <p>5-3 石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止</p> <p>5-4 上下水道等施設の長期間にわたる機能供給停止</p> <p>5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■防災・安全交付金（下水道事業） ■循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） ■都市再生整備計画事業 ■都市構造再編集中支援事業
<p>6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域の合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p> <p>6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p> <p>6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響</p> <p>6-7 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■防災・安全交付金 ■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■都市再生整備計画事業 ■都市構造再編集中支援事業

別表 3

いせき

井石地区都市再生整備計画事業

1. 概要

井石地区都市再生整備計画区域は、「波佐見町地域防災計画」において指定緊急避難場所及び指定避難場所になっており重要な防災拠点である。

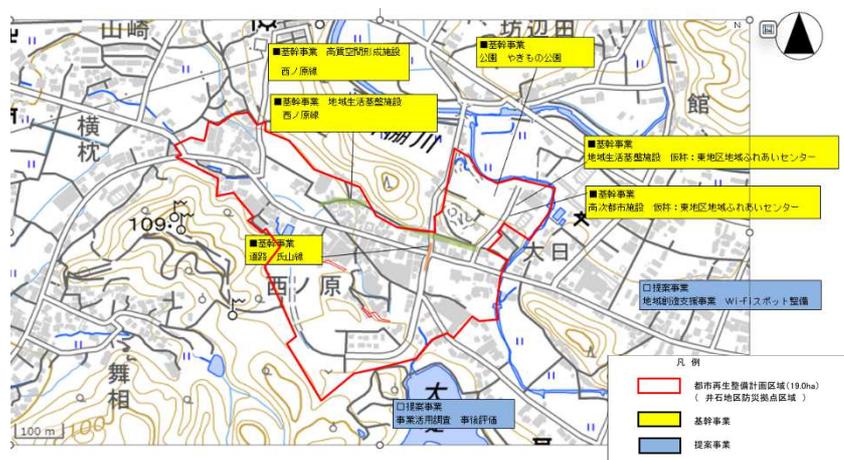
また、「波佐見町都市計画マスタープラン」では、町の基幹産業（窯業）の中心地区として位置付けられており、市街地整備としては西ノ原土地区画整理事業も行われている。マスタープランのまちづくりの目標としては「火災・地震や水害等に強い市街地の形成を図る」、「各種施設の所在の地域のわかり易さ、また、利用の安全性の向上を図る」地区としているため、老朽化した指定避難所を建て替えることで防災機能の強化を図る。さらに、避難所や避難場所までの災害時における徒歩での移動円滑化を図るため、町道及び指定緊急避難場所でもあるやきもの公園を中心とした整備を促進し、利用者の安全性の向上を図る。

2. 計画内容

- ・事業主体：波佐見町
- ・面積：19.0ha
- ・交付期間：令和8年度～令和12年度
- ・全体事業費：1,070百万円
- ・交付対象事業費：1,070百万円（国費：428百万円）
- ・事業内容：公園整備、道路整備、高次都市施設

3. 防災拠点整備方針

- ・防災拠点となる「やきもの公園」までの区間を整備することで、円滑で安全な避難ルートを確認する。
- ・基幹産業である窯業が集中する地区から、防災拠点となる「やきもの公園」までの道路を整備することで、円滑で安全な避難ルートを整備するとともに、防災・交流拠点までのアクセス性の向上を図る。
- ・やきもの公園の広場のポテンシャルを活かし、防災拠点、交流拠点、観光エリアとしての機能向上を図る。
- ・地域生活基盤施設 仮称：東地区地域ふれあいセンター（指定避難所）整備。
- ・指定避難所である勤労福祉会館を再整備することで、防災拠点の機能向上を図る。



波佐見町国土強靱化地域計画

令和2年12月作成

令和8年3月改訂

編集・発行

長崎県波佐見町

波佐見町役場 総務課

〒859-3791

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地

TEL : 0956-85-2111

FAX : 0956-85-5581